

## 教員の養成に係る組織

本学の教員養成課程に関する組織は以下の3つから構成される。

### 1. 上位組織として「教職支援センター運営委員会」がある。

委員長は学長であり、委員としては教職支援センター長、中高教職課程委員長、幼小保養成課程委員長、中高教職課程委員、幼小保養成課程委員及び事務局で、計13名である。月1回の同センター運営委員会で全学の教職課程の推進を援助する諸事項が検討され、援助の実務も担当する。教員養成のほか、採用、研修、免許状更新などに関する教育指導及び支援などについて、企画・運営、教職教育に関する調査、研究開発、社会的連携の強化などを推進し、本学における教職課程の運営を幅広く円滑に援助することを目的とする。全学の教職課程の推進に関する諸事項を審議する。

### 2. 下位組織として以下の二つがある。

- (1) 「中高教職課程委員会」の委員長は人間健康学部の教授が務め、委員は教職課程を担当する教員、そして事務局で、計10名である。定例委員会は月1回であるが、必要に応じて臨時委員会を開く。中高教員免許を取得するための課程の推進に関する諸事項を審議するとともに、推進の実務を担当する。
- (2) 「幼小教職課程委員会」の委員長は教育学部の教授が務め、委員は教職課程を担当する教員(教育学部教員全教員)そして事務局で、計15名である。定例委員会は月1回であるが、必要に応じて臨時委員会を開く。幼小教員免許を取得するための課程の推進に関する諸事項を審議するとともに、推進の実務も担当する。

以上3組織の組織関係図は以下の通りである。

